

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 40 号

函館市福祉事務所設置条例の一部改正について

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西尾正範

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

函館市福祉事務所設置条例（昭和 48 年函館市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称等）

第 2 条 福祉事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称 函館市福祉事務所

位置 函館市東雲町 4 番 13 号

所管区域 市の区域

別表を削る。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

函館市亀田福祉事務所を函館市中央福祉事務所に統合し、函館市中央福祉事務所の名称を変更するため